

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和7年7月9日（令和7年（行情）諮詢第774号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第684号）

事件名：特定期間に行われた懲戒処分に係る処分説明書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月21日付け情報公開第00078号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

不開示とされた文書のうち、特に外務省職員に対する懲戒処分の「処分理由」の黒塗り部分について、開示を求める。

- (1) 当該文書は、国家公務員の服務義務違反や処分の内容を国民が理解するためには不可欠な情報であり、その透明性確保は行政の信頼性の根幹に関わります。
- (2) 一般人が刑事事件等で逮捕・起訴された際には、メディア等を通じてその内容が広く報道されるにも関わらず、国の中核を担う官僚による違法行為については黒塗りで隠蔽されるのは、著しく公平性を欠き、説明責任の放棄であると考えます。
- (3) 国民に範を示すべき立場にある国家公務員が、刑事裁判に至るような重大な不祥事を日常的に起こしていることは、公共の利益に直結する問題であり、その処分理由を国民が知ることには高度の公益性があります。
- (4) 行政機関情報公開法においても、公益性が高いと判断される情報については、個人情報であっても例外的に開示すべきとされており、本件はその典型に該当します。

### 第3 謝問序の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和7年2月19日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、対象文書を特定し、部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和7年5月28日付けで本件対象文書について、「不開示部分の開示を求める」旨の審査請求を行った。

## 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は原処分にかかる別紙の2に掲げる2文書である。

## 3 原処分について

文書1の不開示部分は、公になつていない個人に係る情報であり、公にすることにより、個人の権利利害を害するおそれがあり、法5条1号に該当するため、また、当該職員に対する矯正措置、人事管理に係る事務に關し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、同5条6号に該当するため、不開示とした。

## 4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、対象文書は、国家公務員の含む義務違反や処分の内容を国民が理解するために必要不可欠な情報であり、その透明性確保は行政の信頼性の根幹に関わることである、一般人が刑事事件等で逮捕・起訴された際には、メディア等を通じてその内容が広く報道されるにも関わらず、国の中核を担う官僚による違法行為については黒塗りで隠蔽されるのは、著しく公平性を欠き、説明責任の放棄である、処分理由を国民が知ることは高度の公益性があり、公益性が高いと判断される情報については、個人情報であっても例外的に開示すべきとされており、本件はその典型に該当すると主張する。

(2) しかしながら、処分庁の原処分において不開示とした部分は法5条1号又は6号に基づくものであって、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年7月9日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月27日 審議
- ④ 同年12月4日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、外務省において令和6年7月1日から同年12月31日までの間に行われた懲戒処分に係る2件の処分説明書であり、①当該処分に対する不服申立て等について説明した「（教示）」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職並びに俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法26条による承認の日、刑事裁判との関係及び国家公務員法85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

原処分においては、上記③の「2 被処分者」欄のうち、「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」及び「級及び号俸」の一部並びに上記④の「3 処分の内容」欄のうち、「処分の理由」の一部（以下「本件不開示部分」という。）が、法5条1号及び6号に該当するとして不開示とされており、その余の部分は開示されていると認められる。

### (2) 検討

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容並びにこれらに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

#### ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書に係る処分は、いずれも「懲戒の処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参ー786、人事院事務総長発）（以下「人事院通知」という。）の公表対象には該当しないことから報道機関への公表は行っていないとのことであった。

(イ) 上記（ア）の諮問庁の説明を踏まえ、当審査会事務局職員をして、人事院のウェブサイト上に公表されている人事院通知を確認させたところ、本件対象文書の事案については、いずれも人事院通知による公表対象に該当しないことが認められ、その他処分を公表してい

ないことについて、これを覆すに足りる事情も認められない。

(ウ) したがって、本件不開示部分については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められない。

イ 法5条1号ただし書口及びハ該当性について

本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいはず、法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。

また、被処分者が公務員であり、不開示部分に被処分者の職務に関する記述が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務の内容に係る情報とはいはず、本件不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

(ア) 本件不開示部分のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」及び「級及び号俸」の部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 本件不開示部分のうち、「3 処分の内容」欄の「処分の理由」に記載の部分は、これを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益を害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(3) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

全省庁の懲戒処分説明書（令和6年7月～12月分）のうち、外務省において行われた懲戒処分に係わるもの

2 本件対象文書

文書1 処分説明書1

文書2 処分説明書2